

令和 3 年 6 月 7 日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 1 8 2 号	島崎 5 丁目	西区島崎 5 丁目 5 6 4 番	地先	
	第 5 6 号線	西区島崎 5 丁目 5 6 3 番 2	地先	
議第 1 8 3 号	若葉 6 丁目	東区若葉 6 丁目 5 0 8 番 1	地先	
	第 1 3 号線	東区若葉 6 丁目 4 9 2 番 4	地先	
議第 1 8 4 号	画図町	東区画図町大字下無田 1 8 5 番 1	地先	
	第 3 号線	東区画図町大字下無田 1 8 5 番 8	地先	
議第 1 8 5 号	鳶町 2 丁目	南区鳶町 2 丁目 1 2 5 3 番 1	地先	
	第 1 号線	南区鳶町 2 丁目 1 2 5 1 番 2	地先	
議第 1 8 6 号	中島町	西区中島町 7 9 1 番 1	地先	
	第 4 3 号線	西区中島町 7 9 1 番 6	地先	
議第 1 8 7 号	小山 1 丁目	東区小山 1 丁目 3 5 8 番 2	地先	
	第 7 号線	東区小山 1 丁目 3 5 3 番 7	地先	
議第 1 8 8 号	小山 7 丁目	東区小山 7 丁目 1 6 0 5 番 1 1	地先	
	第 1 1 号線	東区小山 7 丁目 1 6 0 5 番 1 0	地先	
議第 1 8 9 号	小山町	東区小山町 1 6 6 7 番 1 8	地先	
	第 8 4 号線	東区小山町 1 6 6 7 番 8	地先	
議第 1 9 0 号	明德町	北区明德町 1 2 3 2 番 1 8	地先	
	第 3 号線	北区明德町 1 2 3 2 番 8	地先	
議第 1 9 1 号	銭塘町	南区銭塘町 1 7 4 5 番 1	地先	
	第 2 2 号線	南区銭塘町 1 7 4 5 番 1 0	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第192号	上杉 第7号線	南区富合町上杉223番14	地先	
		南区富合町上杉223番7	地先	
議第193号	上杉 第8号線	南区富合町上杉223番20	地先	
		南区富合町上杉232番12	地先	
議第194号	清藤 第29号線	南区富合町清藤431番14	地先	
		南区富合町清藤431番13	地先	
議第195号	小岩瀬 第16号線	南区富合町小岩瀬244番10	地先	
		南区富合町小岩瀬244番4	地先	
議第196号	舞原 第47号線	南区城南町舞原324番21	地先	
		南区城南町舞原327番1	地先	
議第197号	龍田3丁目 第7号線	北区龍田3丁目2385番2	地先	
		北区龍田3丁目2385番5	地先	
議第198号	出仲間7丁目 第2号線	南区出仲間7丁目655番2	地先	
		南区出仲間7丁目657番15	地先	
議第199号	阿高 第11号線	南区城南町阿高667番6	地先	
		南区城南町阿高667番21	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望